

受 付 番 号	種目番号 —	連絡先	委託担当 経済局イノベーション推進課 担当者 黒米・清水 電話 671-2748
---------	-----------	-----	---

設 計 書

- 1 委 託 名 横浜エコシステム・ファンド検討調査業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市内他
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和7年6月20日まで
又 は 期 限 期限
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特記事項 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」
- 6 現 場 説 明 不要
 要
- 7 委 託 概 要 別紙「仕様書」のとおり

8 部分払 する (回以内)
 しない

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	¥
内訳 業務価格	¥
消費税及び地方税相当額	¥

委託費内訳書

名 称	形状寸法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
I 直接費						
1 直接人件費		1	式			第1号内訳明細書参照
2 直接経費		1	式			第2号内訳明細書参照
直接費 計						
II 間接費						
一般管理費等		1	式			
間接費 計						
合計						
消費税及び地方消費税相当額						10%
委託費合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

内訳明細書

第1号 直接人件費						
名 称	形状寸法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1)官民ファンド等実施自治体の状況			1	式		
(2)自治体を実施する他の資金支援との比較			1	式		
(3)横浜市によるファンド出資の効果			1	式		
(4)横浜市の官民連携によるファンドオブファンズのリスク等			1	式		
(5)報告書作成			1	式		
計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

内訳明細書

第2号 直接経費

名 称	形状寸法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
旅費交通費・通信費・情報収集 費等			1	式		
計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

業務委託仕様書

1 委託業務名

横浜エコシステム・ファンド検討調査業務委託

2 目的

横浜市は、資金調達環境の充実によるテック系スタートアップやベンチャーキャピタル（以下「VC」という。）の集積と、地域企業等を巻き込んだスタートアップ・エコシステムの形成を目指しており、シード期・アーリー期のテック系スタートアップを支援する新興ファンドに出資する官民連携によるファンドオブファンズ（FUND OF FUNDS）の組成を検討している。本事業では、当該ファンドの有用性等について、調査・分析を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年6月20日まで

4 業務内容

(1)から(4)の調査結果を踏まえて、横浜市におけるファンドのスキームについて提案すること。

(1) 官民ファンド等実施自治体の状況

官民ファンド等地域に根差したファンドが組成されている政令市等を対象に、官民ファンド等の組成前と組成後と比較して分析した資料を作成すること。

ア 地域のVC・ファンド数

イ 地域の事業会社・金融機関などからの地域のファンドへの出資額

ウ 地域のスタートアップが受けているステージごとの投資額

エ 官民ファンド等との相乗効果を狙った自治体の事業の有無等

オ その他（エコシステム形成に果たした役割など）

(2) 自治体を実施する他の資金支援との比較

自治体を実施する補助金、及び官民連携による一般的ファンドやファンドオブファンズ等について比較・分析した資料を作成すること。

ア スタートアップの成長支援やエコシステムの形成の観点、及び、効率性、有益性、リスクといった視点でのメリット・デメリット

イ パフォーマンス（投資・支援先のイグジット件数や投資額の回収率等）についての比較・分析（シード期・アーリー期のスタートアップに特化した分析もできることが望ましい）

(3) 横浜市によるファンド出資の効果

スタートアップやVCの立地・活動状況、事業会社や金融機関の状況等横浜市のスタートアップ環境の現状を踏まえた上で、本市がファンドに出資することの効果について、できる限り根拠を示しながら分析した資料を作成すること。

ア スタートアップの地域への集積（つながり）・活動強化

イ VCの地域への関わりやスタートアップへの投資・経営支援

ウ 事業会社のLP出資のしやすさやスタートアップとの協業の促進

エ その他（PR効果など）

(4) 横浜市の官民連携によるファンドオブファンズのリスク等

本市が組成に関わる官民連携によるファンドオブファンズの運営上のリスク対策について、具体的事例などから分析した資料を作成すること。

ア 運営上の工夫・方策（地域条件などの出資の制約がパフォーマンスに及ぼす影響等）

イ アドバイザリーボード設置の効果

※なお、業務の実施に当たっては、受託者は委託者と定期的又は随時打ち合わせを行い、協議・報告等を行うこと。

5 成果物

(1) 報告書類の作成・意見交換

受託者は、調査・分析結果をとりまとめ、提案スキームとともに報告書を作成する。報告書は、本編及び資料編のほか概要版を作成すること。レイアウト及び掲載する内容については、調査ごとに委託者と十分協議を行った上で決定する。

(2) 報告書等の納品（成果物の納品）

受託者は、調査・検討の調査結果及び報告書をそれぞれ電子データ（Word, Excel, PowerPoint等）で委託者に納品すること。

(3) 納品先

横浜市経済局イノベーション推進課

6 諸注意事項

(1) 受託者は、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款などの関係法令等に基づき業務を実施すること。

(2) 受託者は、契約後速やかに作業フロー、業務体制及び業務スケジュールを委託者に報告し、内容を確認後、業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。

(3) 受託者は、委託者と密接な協議・連携を図るとともに、委託者と連絡が取れ、かつ指示を遂行できる体制を確保し、正確かつ効率的な進行に努めなければならない。

(4) 受託者は、本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と協議を行い、その指示または承認を受けなければならない。

(5) 本業務の成果物については、委託者の納入検査に合格したときをもって業務完了とし、不相当と認められる箇所については、委託者の指示に従い、速やかに訂正しなければならない。

(6) 本業務における計算の根拠、資料等は明確にしておくこと。

(7) 受託者は業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び委託契約期間満了後においても同様とする。

(8) 受託者は業務上知り得た情報について、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に基づき取り扱うこと。

(9) 受託者は業務に必要なパソコン等のハードウェア、ソフトウェア、備品・消耗品に係る費用、通信料光熱水費及びその他一切の経費を負担する。

(10) 本業務の実施に伴い作成された成果物の著作権等の権利については、全て委託者に帰属するものとする。

- (11) 受託者は本業務の履行において疑義が生じた場合には、必ず事前に委託者と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (12) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。

7 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託担当者及び受託者双方の協議により定めるものとする。